二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ　有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項（定義）に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

［ロ～ト　略］

三　［略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第二百三十四条の十二　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　［略］

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ　有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

［ロ～ト　同上］

三　［同上］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第二百三十四条の十二　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　［同上］

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ　有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法第二条第九項（定義）に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

［ロ～ト　略］

三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第九条　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（運用報告書の表示事項等） **第五十八条**　法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 ［一～二十四　略］ 二十五　投資信託委託会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。次条第一項第二十一号において同じ。）を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者（同法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。同号において同じ。）、小規模不動産特定共同事業者（同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者をいう。同号において同じ。）又は適格特例投資家限定事業者（同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者をいう。同号において同じ。）である投資信託委託会社との間の取引の状況 ［二十六～二十九　略］ ［2～7　略］ （運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等） **第五十八条の二**　法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 ［一～二十　略］ 二十一　投資信託委託会社が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者又は適格特例投資家限定事業者である投資信託委託会社との間の取引の状況 ［二十二～二十五　略］ ［2～5　略］	（運用報告書の表示事項等） **第五十八条**　法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 ［一～二十四　同上］ 二十五　投資信託委託会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。次条第一項第二十一号において同じ。）を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者（同法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。同号において同じ。）である投資信託委託会社との間の取引の状況 ［二十六～二十九　同上］ ［2～7　同上］ （運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等） **第五十八条の二**　法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 ［一～二十　同上］ 二十一　投資信託委託会社が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者である投資信託委託会社との間の取引の状況 ［二十二～二十五　同上］ ［2～5　同上］